

7 医看第 226 号
令和 7 年(2025 年)10 月 14 日

松本市保健所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について（通知）

本県の健康福祉行政の推進につきましては、日ごろから御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、御了知くださるようお願いいたします。

なお、長野県内の医療機関及び関係団体には、別途通知しましたので申し添えます。

記

【改正内容】

指定研修機関が行う事務手続きに関して、紙書類の郵送を前提とした様式から電子的な申請を前提とした様式へ変更する。

【電子的な申請書の受付開始時期】

令和 7 年 12 月 1 日

(問い合わせ先) 担当：医師・看護人材確保対策課 看護係 杉本 電 話：026-235-7142 F A X：026-235-7377 E メール：kango@pref. nagano. lg. jp
